

積付検査及び収納検査

(積付検査)

第111条 船長は、次の各号に掲げる危険物を運送しようとする場合は、積載方法その他積付けについて、告示で定める危険物の区分に応じ、告示で定めるところにより、国土交通大臣、船積地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第28条第5項の登録検査機関(以下単に「登録検査機関」という。)の検査を受けなければならない。

- 一 次に掲げる火薬類
    - イ 等級が1.1、1.2又は1.5の火薬類で正味質量250キログラム以上のもの
    - ロ 等級が1.3又は1.6の火薬類で正味質量500キログラム以上のもの
    - ハ 等級が1.4の火薬類で正味質量1,000キログラム以上のもの
  - 二 容積(摂氏零度で零メガパスカルの状態に換算した容積をいう。)300立方メートル以上の液化ガス以外の高圧ガス又は質量3,000キログラム以上の液化ガス
  - 三 有機過酸化物(正味容量30リットル以上の告示で定めるものに限る。)
  - 四 正味質量15キログラム以上の告示で定める毒物
  - 五 放射性物質等(第80条第1項第1号に掲げる放射性物質等(第96条の告示で定める放射性物質等を除く。)を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査を受けることを要しない。
- 一 本邦以外の地で船積して運送する場合
  - 二 危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて当該コンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する場所に積載して運送する場合
  - 三 危険物を自動車等に積載して運送する場合であつて当該自動車等をロールオン・ロールオフ貨物区域に積載して運送する場合
  - 四～八 (略)
- 3 第一項の検査を受けようとする者は、危険物積付検査申請書(第8号様式)を同項の検査を行う者に提出しなければならない。
- 4 地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の検査に合格した者に対し、危険物積付検査証(第9号様式)を交付するものとする。
- 5 船長は、第1項各号に掲げる危険物を運送するときは、前項の危険物積付検査証を船内に備えておかなければならない。

(船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示)

第24条 危規則第111条第1項の検査は、次の表の上欄に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者が行う検査とする。

別表7第1号に定める放射性物質等	国土交通大臣
別表7第2号又は第3号に定める放射性物質等	船積地を管轄する地方運輸局長
別表7第7に定める放射性物質等以外の危険物	船積地を管轄する地方運輸局長 又は登録検査機関

(船舶による危険物の運送基準を定める告示)

第24条 危規則第111条第1項第3号の告示で定めるものは、別表第1の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている有機過酸化物とする。

2 危規則第111条第1項第4号の告示で定める毒物は、容器等級が の毒物とする。

(収納検査)

第112条 次の各号に掲げる危険物をコンテナ(4側面が閉閉された構造のものに限る。)に収納して運送する場合は、荷送人(船舶所有者が当該危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者)は、船積み前に、危険物のコンテナへの収納方法について、船積地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

- 一 火薬類
  - 二 高圧ガス
  - 三 引火性液体類(引火点摂氏23度未満のもの及び引火点摂氏23度以上のものであつて、副次危険性として毒性又は腐食性を有するもので、告示で定めるものに限る。)
  - 四 有機過酸化物
  - 五 毒物(液体又は気体のもので、告示で定めるものに限る。)
  - 六 放射性物質等
  - 七 腐食性物質(副次危険性として引火性又は毒性を有するもので、告示で定めるものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査を受けることを要しない。
- 一 本邦以外の地で危険物をコンテナに収納する場合
  - 二 危険物をタンクコンテナに収納して運送する場合
- 3 第1項の検査を受けようとする者は、危険物コンテナ収納検査申請書(第10号様式)を同項の検査を行う者に提出しなければならない。
- 4 地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の検査に合格した者に対し、危険物コンテナ収納検査証(第11号様式)を交付するものとする。
- 5 前項の危険物コンテナ収納検査証の交付を受けた者は、船積み前に当該危険物コンテナ収納検査証を船長に提出しなければならない。
- 6 第一項各号に掲げる危険物をコンテナに収納して運送する場合は、船長は、第4項の危険物コンテナ収納検査証を船内に備えておかなければならない。
- 7 第一項各号に掲げる危険物が収納されているコンテナを他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船長は、当該危険物コンテナ収納検査証を後の船舶の船長に交付しなければならない。

(船舶による危険物の運送基準を定める告示)

第25条 危規則第112条第1項第3号の告示で定めるものは、副次危険性等級が6.1又は8の引火性液体とする。

2 危規則第112条第1項第5号の告示で定めるものは、容器等級が又はの毒物とする。

3 危規則第112条第1項第7号の告示で定めるものは、副次危険性等級が3又は6.1の腐食性物質とする。